

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）  
法律第七十六号（平二六・六・二〇）

（大綱の策定等）

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
  - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

- 第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
    - 一 地方公共団体の長
    - 二 教育委員会
  - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
  - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
  - 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
  - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
  - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
  - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
  - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## I 総合教育会議について

### 1 首長が総合教育会議を設置する趣旨（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の4）

- (1) 首長が教育行政に果たす責任や役割を明確にし、公の場で教育政策について議論することが可能になる
- (2) 首長と教育委員会との意思疎通を十分に図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有するため
- (3) 相互に連携することにより、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため

### 2 総合教育会議の位置づけ

- (1) 首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場
- (2) 会議で調整がついた事項にはそれぞれが尊重義務を負う
- (3) 決定機関ではなく、首長の諮問機関でもない

### 3 総合教育会議の協議内容

- (1) 大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議  
（具体的には、学校等の施設整備、教職員の定数等教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項など）
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議  
（具体的には、いじめ問題や通学路での交通事故等の死亡事件事故、災害発生時や犯罪被害が生じる恐れのある場合など）

### 4 総合教育会議の構成

- (1) 「地方公共団体の長」及び「教育委員会」  
（その他、構成員ではないが、学識経験者やPTA関係者等からも必要に応じて意見を聴くことができる）  
会議の構成：市長、教育長、教育委員4名

### 5 総合教育会議の招集

- (1) 地方公共団体の長が招集する
- (2) 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、首長に対して総合教育会議の招集を求めることができる

## 6 協議及び調整の対象外事項

- (1) 教育委員会制度の趣旨に鑑み、教科書採択や個人の教職員人事など、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題として取り上げることがないように、首長と教育委員会があらかじめ調整することができる

## 7 総合教育会議で判断が分かれた場合

- (1) 改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（「以下、法という。」）第21条に規定する「教育に関する事務の管理・執行」については教育委員会が、法第22条に規定する「教育に関する予算の編成・執行」等については首長が最終責任者として、それぞれ決定することになる。

## 8 総合教育会議の事務及び事務局

- (1) 開催日時や場所の決定、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成及び公表等、会議の運営に必要となる事務は、会議を招集する総合企画部で行うことが原則。